

POPs 条約って何を定めているの？

1990年代から国連環境計画(UNEP: United Nations Environment Programme)が主宰する場で、各国が協力してPOPs対策に取り組むための話し合いが始められ、2001年5月にスウェーデンのストックホルムで、環境中での残留性が高いPCBなど12物質の削減や廃絶などに向けた「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)」が採択されました。POPs条約は2004年2月に50ヶ国目が締結したことにより、同年5月に発効しました(日本は2002年8月に締結)。2016年3月現在で日本を含む179ヶ国が締約国になっています。

その後、条約の対象に追加すべきとして締約国から提案された物質について、専門家による審議がなされ、その結果を受け、2009年の第4回、2011年の第5回、2013年の第6回締約国会議において新たに計11物質が追加されました。また、2015年5月の第7回締約国会議ではさらに3物質群(ポリ塩化ナフタレン(PCN)、ヘキサクロロブタジエン(HCBD)、ペンタクロロフェノール(PCP)又はその塩若しくはエステル)の追加が決定されました(2016年12月に発効予定)。

条約では、各国がとるべき対策として以下のことを定めています。

- 1 アルドリンなどの19物質^{*1}(PCN、HCB、PCPを加えると22物質)は、製造・使用・輸出入を原則禁止。
- 2 DDTなどの2物質^{*2}は、マラリア予防(DDT)、工業製品製造(PFOS等)など特定の目的・用途での製造・使用に制限。
- 3 意図せず生成してしまうダイオキシン類などの5物質^{*3}(PCNを加えると6物質)はできる限り廃絶することを目標として削減。
- 4 POPsを含むストックパイル(在庫)や廃棄物の適正管理及び処理。
- 5 上記項目のPOPs対策に関する国内実施計画の策定。
- 6 条約に記載されている23物質と同様の性質を持つ他の有機汚染物質の製造や使用を予防するための措置、POPsに関する調査研究・モニタリング・情報提供・教育、及び途上国に対する技術・資金援助の実施など。

*1: PCB、アルドリン、エンドリン、ディルドリン、クロルデン、ヘプタクロル、クロルデコン、トキサフェン、マイレックス、HCB、PeCB、 β -HCH、 α -HCH、リンデン、テトラBDE及びペンタBDE、ヘキサBDE及びヘプタBDE、HBB、エンドスルファン、HBCD

*2: DDT、PFOSとその塩及びPFOSF

*3: PCB、HCB、PeCB、PCDDs、PCDFs

(略称になっている物質名については、⑧～⑫ページを参照ください。)